

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

北九州市

2 構造改革特別区域の名称

北九州市福祉有償運送セダン型車両特区

3 構造改革特別区域の範囲

北九州市の全域

4 構造改革特別区域の特性

北九州市は、福岡県北部に位置し、面積は485.55平方キロメートルである。住民基本台帳による本市の人口は990,870名であり、その内高齢者人口が215,068名で高齢化率が21.7%と他の政令市と比較して高く、高齢社会の到来がいち早く進んでいる状況にある。また、身体障害者手帳交付者数は46,971名、療育手帳交付者は7,037名、精神障害者保健福祉手帳交付者数は2,724名である。(いずれの数値も平成17年3月31日現在)

【移動制約者の状況】

(1) 介護保険の要支援・要介護認定者

要介護認定を受けた第1号被保険者数(65歳以上の被保険者)は44,219名であり、このうち要介護1~2及び要支援者30,871名については市内移動においてセダン型車両でも対応することが可能と思われる。(平成17年3月31日現在)

(2) 身体障害者手帳交付者

身体障害者手帳交付者については、特に移動に制約があると推計される視覚障害者数が4,153名、肢体不自由者数が23,243名、内部障害者数が14,641名である。(平成17年3月31日現在)

福祉車両によるボランティア輸送は、車椅子等の補装具を利用しなければならない障害者(特に肢体不自由者)に対する移送の支援として行われているが、視覚障害者や内部障害者の大部分は、福祉車両による移送は必要としないが、一人で公共交通機関を利用することは困難であると推定され、セダン型車両による移送の需要者であると思われる。

(3) 療育手帳交付者

平成17年3月31日現在、療育手帳交付者数は7,037名である。知的障害者の中には、公共交通機関の利用方法などが理解できない方もおり、また、介護者や環境が変わるとパニックに陥る障害者も多い。肢体不自由と重複障害が無い知的障害者については、福祉車両による移送は必要でないため、ボランティアによるセダン型車両を用いた移送サービスであれば、本人をよく理解している特定の運転者が特定の車両による移送を可能にし、利用者にとって利便性の高い移送手段が確保される。

(4) 精神障害者保健福祉手帳交付者

平成17年3月31日現在、精神障害者保健福祉手帳交付者数は2,724名である。精神障害者のうち一部については、公共交通機関の利用が困難であるため、日常生活の延長線上における移動手段として、セダン型車両を利用した移送手段の確保が重要である。

【公共交通機関等の状況】

市内の公共交通機関は、JR（鹿児島本線、日豊本線、筑豊本線）市東部（小倉北区、小倉南区）を南北に縦貫している北九州モノレール、市西部（八幡西区）の筑豊電気鉄道がある。

バス路線については、JRの主要な駅（折尾駅、黒崎駅、八幡駅、戸畑駅、小倉駅、門司駅）を中心に発達し、市内では西鉄バス北九州（株）、北九州市営バスの2社214系統のバス路線が営業運行している。平成17年4月現在スロープ付バスの導入状況は西鉄バスが30.2%、市営バスが31.7%である。

また、病院や公共交通機関等への移動が困難な地域において、高齢者等住民の日常生活や外出を支援する交通手段を確保するため、「おでかけ交通」としてマイクロバスやジャンボタクシーが現在5地区（高台対策2地区、廃止路線対策3地区）運行している。

タクシーについては、一般タクシー3,154台、個人タクシー651台のあわせて3,805台が運行しており、そのうち福祉タクシー49台が運行している。（平成17年6月現在）一方市の移動制約者への支援事業としては、重度障害者タクシー利用補助を行っている。

5 構造改革特別区域計画の意義

平成16年度に実施した「北九州市高齢者等実態調査」によると、高齢者福祉に対する重点施策（複数回答可）において在宅要介護高齢者（要介護・要支援認定高齢者）の32.4%、一般高齢者の20.2%が移送サービス（病院や施設へ行くときの送迎など）の充実を挙げている。

セダン型車両で運行を行っている移送サービス団体からの聞き取り調査においても、福祉車両限定の福祉送迎サービスでは「移送ニーズの多さから、現状の車両数では対応できない。」「セダン型で対応が可能な利用者に対しても、福祉車両を利用しなければならなくなり、今までどおりの送迎サービスの継続が難しくなる。」などの意見があり、セダン型への使用車両拡大により、車両数の増加、運転者の確保につながり、より多くのニーズにこたえることができる。

6 構造改革特別区域計画の目標

現在策定作業中である、平成18年度以降の北九州市における保健福祉分野のマスタープランとなる（仮称）「健康福祉北九州総合計画」では「“地域”を舞台に誰もが健やかにその人らしい生活を安心して送ることができる“まちづくり”」を掲げている。

福祉有償運送における使用車両を拡大することは、ボランティアの活動の場を広げ、利便性のある移送手段の供給量の確保に繋がる。これにより、移送サービスが拡充され、移動制約者が住み慣れた地域で安心して自分らしい生活の出来る環境整備が可能となり、本市の保健福祉施策の充実に資する。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

福祉有償運送における使用車両を拡大し充実していくことにより、介護保険の要支援者・要介護者、身体障害者、知的障害者、難病患者等の移動制約者の余暇活動や地域活動への参加が容易となり、症状の改善や予防効果による医療費の削減が期待される。

また、送迎をNPO等が代替することにより、介護者等を抱える家族の精神的・肉体的負担が軽減され、ひいては家族の社会活動の維持が期待される。

8 特定事業の名称

NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業
1216(1206)

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 重度障害者タクシー利用補助

(目的) 在宅の重度障害者に対し、その者が利用するタクシーの乗車運賃の一部を助成することにより、社会参加を促進し、福祉の増進を図ることを目的とする。

(対象者) 市内に住所があり、市民税非課税世帯に属し、身体障害者福祉法の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者で、障害の程度が1級または2級の障害を有する者のうち、視覚障害を有する者、肢体不自由の下肢、体幹又は移動機能に障害を有する者、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、小腸又は免疫の機能に障害を有する者、療育手帳の交付を受けている者で、障害の程度が「A」に該当する者、精神保健福祉手帳の交付を受けている者で、障害の程度が「1級」に該当する者。

(交付・助成方法) タクシー小型又はリフト付タクシー初乗運賃相当額を助成、利用券は月4枚とし、申請の有った日の属する月から当該月の属する年度の末月までの分を一括して交付する。年間48枚交付。

(利用額) 74,222,080円(平成16年度)

(2) 介護保険サービス(介護タクシー)

介護保険サービスの介護報酬の対象となるサービスで、訪問介護の中で、「通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合」にあたるもの。通常、運転中のタクシー料金は介護報酬には算定できない。

利用可能な対象者は要介護1以上の認定を受けている者。

市内における平成17年4月の利用人数は2,508名、利用回数は23,799回であった。

(3) 障害者支援費サービス

通院等乗降介助

ホームヘルパーが自らの運転する車両又は降車の介助を行うとともに、併せて、乗車前若しくは降車後の屋内外における移動などの介助又は通院先での受診などの手続き、移動

などの介助を行う。

市内における平成17年4月の利用人数は12名、利用回数は139回であった。

移動介護

社会参加を目的とした外出をする際に、ガイドヘルパーが付き添いをする。

市内における平成17年4月の利用人数は127名、利用回数は1,541.5時間であった。

別紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

別 紙

1 特定事業の名称

1206(1216)

NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内で活動する、運営協議会において認められた社会福祉法人、商工会議所、商工会、NPO法人、医療法人及び公益法人等の非営利法人

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画認定日

4 特定事業の内容

(1) 運送主体

北九州市内で活動を行う社会福祉法人、商工会議所、商工会、NPO法人、医療法人、公益法人等の非営利法人

(2) 事業が行われる区域

出発地又は到着地が北九州市

(3) 事業により実現される行為

要介護認定者、身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者等の移動制約者などで、あらかじめ運送実施主体に登録をした会員及びその同伴者に対し、セダン型などの一般車両を用いて有償送迎サービスを提供する。

5 当該規制の特例措置の内容

NPO等によるボランティア輸送としての福祉有償運送の使用車両については、車椅子もしくはストレッチャーのためのリフト、スロープ、寝台等の特殊設備を設けた自動車、又は、回転シート、リフトアップシート等の装置を設けた自動車に限定されているが、特例措置として使用車両をセダン型まで拡大しての福祉有償運送サービスの提供を行う。

(1) 北九州市福祉有償運送運営協議会の設置

福祉有償運送の安全の確保及び旅客の利便の確保に係る方策等を協議するため、「北九州市福祉有償運送運営協議会（以下「運営協議会」という。）を設置する。

運営協議会は北九州市の主宰とし、事務局は北九州市保健福祉局計画課に設置する。

【協議会の委員】

- ・ 福祉関係団体
- ・ 交通関係団体
- ・ 学識経験者
- ・ 九州運輸局福岡運輸支局職員
- ・ 北九州市職員
- ・ その他関係団体

【運営方法】

運営協議会の議事は、委員の合議で決するが、協議が整わない場合においては、会長及び会長があらかじめ委員の中から指名した者が協議して決定するところによるものとする。

(2) 運送の条件

運送主体

当該輸送の確保について市長名で具体的な協力依頼を受けた、営利を目的としない法人又は地方公共団体が自ら主宰するボランティア組織であり、福祉有償運送を行うことが法人の目的の範囲外の行為にあたるものでないことを要する。

福祉有償運送の対象者

福祉有償運送の対象となる旅客は、会員として登録された下記の条件のいずれかに該当する者及びその付添人とする。

- ・ 介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第3項にいう「要介護者」及び第4項にいう「要支援者」
- ・ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条にいう「身体障害者」
- ・ その他肢体不自由、内部障害（人工血液透析を受けている場合を含む。）精神障害、知的障害等により単独での移動が困難な者であって、単独では公共交通機関を利用することが困難な者。

対象者の管理

運送主体では、対象者の会員登録を行い会員の氏名、住所、年齢、及び移動制約者・住民等であることの実態その他必要な事項を記入した会員登録簿を作成し、適切に管理するものとする。

使用車両

- ・ 車椅子もしくはストレッチャー - 対応のためのリフト・スロープ・寝台等特殊な設備を設けた自動車
- ・ 回転シート、リフトアップシート等の乗降を容易にするための設備を設けた自動車

- ・ セダン型などの一般車両

使用権原

使用する車両については、運送主体が使用権原を有していることを要するものとする。この場合において、運転者等から提供される自家用自動車を使用するときは、以下の事項に適合することを要するものとする。

- ・ 運送主体と、自家用自動車を提供し、当該輸送に携わる者との間に当該車両の使用に係る契約が締結され、当該契約の内容を証する書面が作成されていること。
- ・ 当該契約において、有償運送の管理及び運営、特に事故発生、苦情等への対応について運送主体が責任を負うことが明確化されていること。
- ・ 利用者に対し、事故発生、苦情等の対応に係る運送主体の責任者及び連絡先が明りょうに表示されていること。

車両の表示

外部から見やすいように、使用車両の車体側面に有償運送の許可を受けた車両である旨を表示すること。

自動車登録簿

運送主体においては、使用する自動車の型式、自動車登録番号及び初年度登録年、損害賠償措置、関係する設備又は装置その他必要な事項を記入した自動車登録簿を作成し、適切に管理するものとする。

運転者

普通第二種免許を有することを基本とする。これによりがたい場合には、運営協議会において市内の交通の状況等を考慮して、十分な能力及び経験を有していると認められることを要するものとする。

- ・ 申請日前一定期間運転免許停止処分を受けていない者
- ・ 福岡県公安委員会等が実施する実車の運転を伴う特定任意講習等の講習を受講した者
- ・ 社団法人全国乗用自動車連合会等が実施するケア輸送サービス従事者研修を修了した者
- ・ 移送サービス運営マニュアル編集委員会が発行するテキスト等に基づき運送主体が自主的に行う福祉輸送に関する研修を修了した者
- ・ その他移動制約者の輸送の安全の確保に関し必要な知識又は経験を有する者

損害賠償措置

運送に使用する車全てについて、対人8,000万円以上及び対物200万円以上の任意保険若しくは共済（搭乗者傷害を対象に含むものに限る。）に加入していること。

運送の対価

運送の対価については、市内における一般乗用旅客自動車運送事業の上限運賃額、公共交通機関の状況等地域の特性等を勘案しつつ、営利に至らない範囲において設定されるものであることを要するものとする。

上限については、一般乗用旅客自動車運送事業のおおむね2分の1を目安に設定する。

管理運営体制

運行管理、指揮命令、運転者に対する監督及び指導、事故発生時の対応並びに苦情処理に係る体制その他の安全の確保及び旅客の利便の確保に関する体制が明確に整備されていることを要するものとする。

法令遵守

許可を受けようとする者が、道路運送法第7条の欠格事由に該当するものでないこと。